

令和7年第1回臨時教育委員会 議事録	
日 時	令和7年10月1日（水） 午前8時45分 ～ 9時02分まで
開催場所	文化センター 2階 研修室
出席者	（教育委員） 教 育 長 山口 和良 委 員 萩原 奈津季 委 員 石田 利久 委 員 八高 泉 委 員 河合 乗信 （事務局） 事務局長 米沢 弘幸 教育総務室長 田子 彰吾（欠席） 学校教育室長 井堀 尊義 生涯学習室長 廣橋 美和 教育総務室 岸 美和子（書記）
傍 聴 人	無し
議 題	報告第 9号 吉岡町教育委員会教育長職務代理者の指名について 議案第38号 吉岡町学校運営協議会委員の任命について 議案第39号 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について 報告第10号 吉岡町人権教育推進協議会委員の報告について 議案第40号 吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱の一部を改正する訓令
教育長	【1. 開会】 これより令和7年第1回臨時教育委員会を開会する。
教育長	【2. 議事録署名委員指名】 石田委員と八高委員を指名。
事務局長	【3. 教育長報告】 I 吉岡町教育委員会教育長の任命について 教育長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、町長が議会の同意を得て、次の者を任命したので報告する。 教育長氏名 山口 和良 議会同意の日 令和7年9月1日（令和7年第3回町議会定例会同意1号） 任命の日 令和7年10月1日（再任）
教育長	II 吉岡町教育委員会教育委員の任命について 教育委員会委員1名の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法

	律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、町長が議会の同意を得て、次の者を任命したので報告する。 教育委員氏名 河合 乗信 議会同意の日 令和７年 ９月１日（令和７年第３回町議会定例会同意第２号） 任命の日 令和７年１０月１日 → 質疑なし
教育長	（あいさつ）
教育長	次に、河合委員から一言お願いする。
河合委員	（あいさつ）
事務局長	【４．議事】 ○報告第９号 吉岡町教育委員会教育長職務代理者の指名について 〈議題大要〉 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されている。教育長職務代理者は、あらかじめ教育長が指名する委員がその職を行うこととなるので、本日はその指名をしたことを報告するもの。 （質疑なし）
教育長	指名書の交付を行う。 （交付）
教育長	教育長職務代理者に指名した萩原委員から一言お願いする。
萩原職務代理	（あいさつ）
学校教育室長	○議案第３８号 吉岡町学校運営協議会委員の任命について 〈議題大要〉 前教育長職務代理者の任期満了により欠員が生じたため、新たな委員を任命するもの。 （質疑なし）

学校教育室長	→ 異議なく、原案のとおり決定 ○議案第39号 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について 〈議題大要〉 教育委員の任期満了に伴う補欠委員を委嘱するもの。 (質疑なし)
生涯学習室長	→ 異議なく、原案のとおり決定 ○報告第10号 吉岡町人権教育推進協議会委員の報告について 〈議題大要〉 新たに任命された教育委員に委員委嘱を行ったことにつき、報告するもの。 (質疑なし)
事務局長	○議案第40号 吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱の一部 改正する訓令 〈議題大要〉 令和7年度に実施する児童生徒用情報端末等の入替えに伴い、所要の改正を行う もの。 〈質疑〉
八高委員	高学年にも全員タッチペンが付くのか。
事務局長	そうである。小学1年生から中学3年生まで同じ仕様になる。
八高委員	タッチペンなどは紛失する可能性が高いが、各自で記名しても良いのか。
学校教育室長	県の共同調達で請け負った事業者が情報端末の本体とACアダプターの各1ヶ 所にアセットID(番号)を貼ってくれる。それだけでは足りないということで、 各学校がタッチペンと電源コートにも付けてくれるということで、全て番号シール が貼られる。
教育長	個人名ではなく、番号が貼られるとのことで、今現物はあるか。
学校教育室長	現物はこちらには無い。

八高委員	承知した。 → 異議なく、原案のとおり決定
教育長	【5. 閉会】 以上をもって、令和7年第1回臨時教育委員会を閉会する。 （閉会 午前9時02分）